

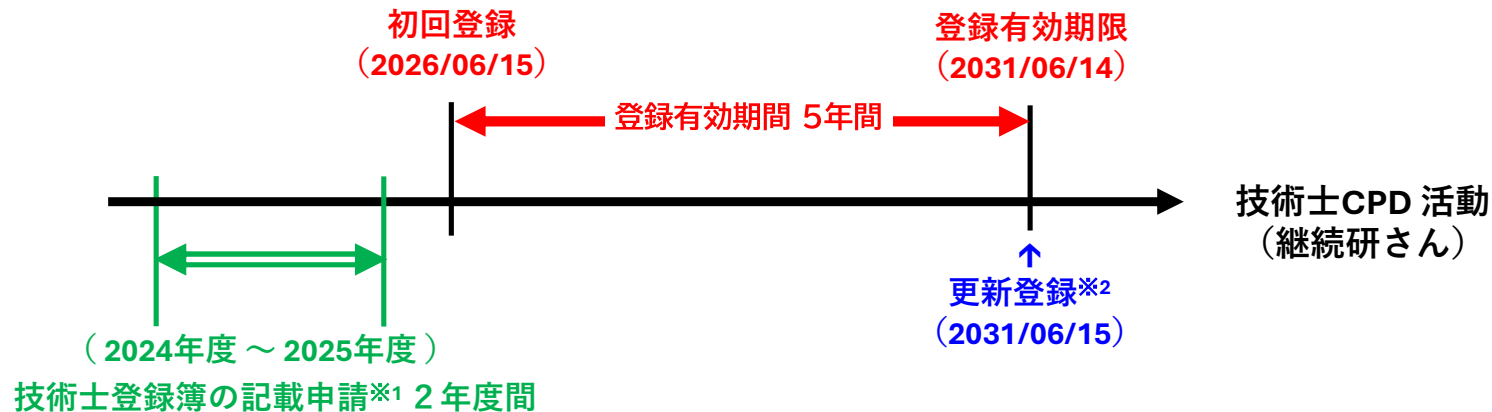
## 技術士（CPD認定）の初回登録について

技術士（CPD認定）の「初回登録」を申請するための認定要件は次のとおりです。

- ① 申請前の過去2年度間の各年度50 CPD時間以上の実績（うち2 CPD時間以上の技術者倫理の実績）

初回登録が認められた場合、技術士（CPD認定）の認定証を交付します。「技術士（CPD認定）」の登録有効期間は認定日から5年間です。その有効期間中、ホームページにおいて名簿の公表を希望する場合は、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD認定）」の名刺等への表記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認めます。

### 【初回登録の申請手続き（例）】



※1：技術士登録簿の「資質向上の取組状況」欄に、申請前の過去2年度間の技術士CPD活動実績の記載（登録事項変更届の提出）の申請が必要です。詳しくは「[CPD活動実績の技術士登録簿への記載](#)」をクリックしてください。

※2：初回登録の有効期間満了日の翌日から登録を継続する場合は、初回登録の有効期限の2ヶ月前から更新登録の申請を受け付けます。詳しくは、「[技術士（CPD認定）の更新登録について](#)」をご参照ください。

**（注意）：過去に技術士（CPD認定）を認定された方は、再度「初回登録」を申請することはできません。**